

京都市訓令甲第 2 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和2年4月30日

京都市長 門 川 大 作

別表保険年金課長の項第5号中「届出等」の右に「(新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に係る傷病手当金に係るものを除く。)」を加える。

別表京北出張所次長の項第39号中「届出等」の右に「(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)